第三者評価内容評価基準（乳児院版）　新旧対照表

別添２－２

| 改定後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　**こども**の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援Ａ－１－（１）**こども**の権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）**こども**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）**こども**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点□**こども**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。（略）**□こどもが自らの権利について理解を深めるよう、日常生活を通して支援している。****□こども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることが、こどもに伝わるような養育を行っている。**評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、**こども**の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**こども**自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。（２）趣旨・解説〇自分から声を上げられない**こども**の権利を保障するための取組は重要です。○**こども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。（略）○社会的養護関係施設では、**こども**の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している**こども**に限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。（略）**○こどもの権利について、こども一人ひとりの発達段階や状況等に合わせて、日常生活のかかわりを通じて理解を促す取組が求められます。****○こどもが安心できる環境で大切にされる体験を積み重ねることが重要です。**（３）評価の留意点○**こども**の権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。○**こども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。（略）○**こども**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。○**こども**の最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。○**こども**の最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。**○日常生活のかかわりを通して、自らの権利について理解を深める取組を評価します。****○職員が日常的にケアの視点として、こどもの権利を尊重していることを評価します。** | Ａ－１　**子ども**の権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援Ａ－１－（１）**子ども**の権利擁護Ａ①　Ａ－１－（１）－①　**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）**子ども**の権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）**子ども**の権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点□**子ども**の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。（略）**（新設）****（新設）**評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、**子ども**の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、**子ども**自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。（２）趣旨・解説〇自分から声を上げられない**子ども**の権利を保障するための取組は重要です。○**子ども**の権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。（略）○社会的養護関係施設では、**子ども**の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している**子ども**に限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。（略）**（新設）****（新設）**（３）評価の留意点○**子ども**の権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。○**子ども**の権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。（略）○**子ども**の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。○**子ども**の最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。○**子ども**の最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。**（新設）****（新設）** |
| Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等Ａ②　Ａ－１－（２）－①　**こども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、施設において**こども**の人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。（２）趣旨・解説○施設は、**こども**への不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。（略）○不適切なかかわりの具体例を示し、**こども**が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、**こども**からの訴えを受け止める体制整備等も求められます。○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や**こども**の対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（２）被措置児童等虐待の防止等Ａ②　Ａ－１－（２）－①　**子ども**に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、施設において**子ども**の人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。（２）趣旨・解説○施設は、**子ども**への不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。（略）○不適切なかかわりの具体例を示し、**子ども**が自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、**子ども**からの訴えを受け止める体制整備等も求められます。○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や**子ども**の対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２　養育・支援の質の確保Ａ－２－（１）養育・支援の基本Ａ③　Ａ－２－（１）－①　**こども**のこころによりそいながら、**こども**との愛着関係を育んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。□**こども**と養育者の信頼関係が築かれ、**こども**が不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２　養育・支援の質の確保Ａ－２－（１）養育・支援の基本Ａ③　Ａ－２－（１）－①　**子ども**のこころによりそいながら、**子ども**との愛着関係を育んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。□**子ども**と養育者の信頼関係が築かれ、**子ども**が不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ④　Ａ－２－（１）－②　**こども**の生活体験に配慮し、**こども**の発達を支援する環境を整えている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）**こども**の生活体験に配慮し、**こども**の発達を支援する環境を整えている。ｂ）**こども**の生活体験に配慮し、**こども**の発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。ｃ）**こども**の生活体験に配慮し、**こども**の発達を支援する環境を整えていない。 |

評価の着眼点□日々の生活リズムは発達や**こども**の気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。□入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる**こども**一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。□一人ひとりの**こども**の欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。□**こども**の個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、日々のいとなみを通し、**こども**を主体とした育ちが豊かに保障されているか、**こども**の発達を支援する環境が整えられているかを評価します。（２）趣旨・解説○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。**こども**が何かをしたときに、適切な応答があれば、**こども**は自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の**こども**の生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。○**こども**を主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、**こども**が好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。（３）評価の留意点○乳児院における養育の基本は、**こども**が養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。○**こども**は、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が**こども**の情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、**こども**が自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。○**こども**への働きかけや言葉がけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム（自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど）や適切なツール（チェック項目）などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。（略）○「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも**こども**が生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。 | Ａ④　Ａ－２－（１）－②　**子ども**の生活体験に配慮し、**子ども**の発達を支援する環境を整えている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）**子ども**の生活体験に配慮し、**子ども**の発達を支援する環境を整えている。ｂ）**子ども**の生活体験に配慮し、**子ども**の発達を支援する環境を整える取組が十分ではない。ｃ）**子ども**の生活体験に配慮し、**子ども**の発達を支援する環境を整えていない。 |

評価の着眼点□日々の生活リズムは発達や**子ども**の気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。□入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる**子ども**一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。□一人ひとりの**子ども**の欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。□**子ども**の個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、日々のいとなみを通し、**子ども**を主体とした育ちが豊かに保障されているか、**子ども**の発達を支援する環境が整えられているかを評価します。（２）趣旨・解説○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。**子ども**が何かをしたときに、適切な応答があれば、**子ども**は自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の**子ども**の生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。○**子ども**を主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、**子ども**が好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。（３）評価の留意点○乳児院における養育の基本は、**子ども**が養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。○**子ども**は、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりを通しておとなや社会に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が**子ども**の情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、**子ども**が自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。○**子ども**への働きかけや言葉がけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム（自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど）や適切なツール（チェック項目）などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。（略）○「家庭的養護」が推進されていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも**子ども**が生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。 |
| Ａ－２－（２）食生活Ａ⑤　Ａ－２－（２）－①　乳幼児に対して適切な授乳を行っている。（略） | Ａ－２－（２）食生活Ａ⑤　Ａ－２－（２）－①　乳幼児に対して適切な授乳を行っている。（略） |
| Ａ⑥　Ａ－２－（２）－②　離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略）○ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする**こども**には、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。（略） | Ａ⑥　Ａ－２－（２）－②　離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略）○ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする**子ども**には、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。（略） |
| Ａ⑦　Ａ－２－（２）－③　食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□**こども**が食べやすいように、身体に合わせテーブルと椅子の高さを適切に調整している。（略）□食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、**こども**と目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、**こども**の食事への意欲を育てることが大切です。○食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、**こども**と養育者等が一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。○食物アレルギーを持つ**こども**は、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルゲンの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。（３）評価の留意点（略）○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い**こども**などに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。（略） | Ａ⑦　Ａ－２－（２）－③　食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□**子ども**が食べやすいように、身体に合わせテーブルと椅子の高さを適切に調整している。（略）□食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、**子ども**と目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、**子ども**の食事への意欲を育てることが大切です。○食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、**子ども**と養育者等が一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。○食物アレルギーを持つ**子ども**は、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルゲンの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。（３）評価の留意点（略）○離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い**子ども**などに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。（略） |
| Ａ⑧　Ａ－２－（２）－④　栄養管理に十分な注意を払っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通じて**こども**の心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。○食をとおして**こども**の心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。（３）評価の留意点（略） | Ａ⑧　Ａ－２－（２）－④　栄養管理に十分な注意を払っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通じて**子ども**の心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。○食をとおして**子ども**の心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（３）日常生活等の支援Ａ⑨　Ａ－２－（３）－①　気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□**こども**が好きな衣類を選択できるよう配慮している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（３）日常生活等の支援Ａ⑨　Ａ－２－（３）－①　気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□**子ども**が好きな衣類を選択できるよう配慮している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑩　Ａ－２－（３）－②　乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。（略） | Ａ⑩　Ａ－２－（３）－②　乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。（略） |
| Ａ⑪　Ａ－２－（３）－③　快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、**こども**と大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、**こども**たちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑪　Ａ－２－（３）－③　快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、**子ども**と大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、**子ども**たちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑫　Ａ－２－（３）－④　乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。（略） | Ａ⑫　Ａ－２－（３）－④　乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。（略） |
| Ａ⑬　Ａ－２－（３）－⑤　発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□養育者や他の**こども**と楽しく遊ぶことができるよう心がけている。□**こども**の五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。（略）□**こども**の手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○**こども**は遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満たし、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑬　Ａ－２－（３）－⑤　発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□養育者や他の**子ども**と楽しく遊ぶことができるよう心がけている。□**子ども**の五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。（略）□**子ども**の手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○**子ども**は遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満たし、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（４）健康Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○**こども**の健康状態の把握については、まず入所時において**こども**の健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、**こども**の状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（４）健康Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○**子ども**の健康状態の把握については、まず入所時において**子ども**の健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、**子ども**の状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。（略） | Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。（略） |
| Ａ－２－（５）心理的ケア（略） | Ａ－２－（５）心理的ケア（略） |
| Ａ－２－（６）親子関係の再構築支援等Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□施設が家族と共に**こども**の成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○職員は、**こども**の日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際に**こども**の協働養育者としての視点に立つことが大切です。○保護者等と**こども**の愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（６）親子関係の再構築支援等Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）□施設が家族と共に**子ども**の成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○職員は、**子ども**の日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際に**子ども**の協働養育者としての視点に立つことが大切です。○保護者等と**子ども**の愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑱　Ａ－２－（６）－②　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略） □**こども**と家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略） （２）趣旨・解説（略）○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、**こども**と家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。（略）○支援する際に、施設は保護者等とともに**こども**を養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、**こども**の命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。○取組には、家族等との交流の乏しい**こども**に対する配慮や、面会や外出等を希望しない**こども**への対応等も含まれます。**○令和４年児童福祉法改正により、親子関係の再構築等が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。**（３）評価の留意点○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。①　養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価②　養育里親への措置変更が前提となるケースの評価③　保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、**こども**とのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）④　入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価⑤　社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価○面会、外出、一時帰宅の際に、施設が**こども**や保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。（略） | Ａ⑱　Ａ－２－（６）－②　親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略） □**子ども**と家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、**子ども**と家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。（略）○支援する際に、施設は保護者等とともに**子ども**を養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、**子ども**の命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。○取組には、家族等との交流の乏しい**子ども**に対する配慮や、面会や外出等を希望しない**子ども**への対応等も含まれます。**（新設）**（３）評価の留意点○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。①　養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価②　養育里親への措置変更が前提となるケースの評価③　保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、**子ども**とのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）④　入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価⑤　社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価○面会、外出、一時帰宅の際に、施設が**子ども**や保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。（略） |
| Ａ－２－（７）養育・支援の継続性とアフターケアＡ⑲　Ａ－２－（７）－①　退所後、**こども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）退所後、**こども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。ｂ）退所後、**こども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）退所後、**こども**が安定した生活を送ることができるような取組はしていない。 |

評価の着眼点□**こども**の退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、退所した**こども**が安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。（２）趣旨・解説○**こども**は、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることになります。○そのため、言葉では表現できない**こども**の気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移るこどもにとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。（略）（３）評価の留意点○一人ひとりの**こども**の状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。 | Ａ－２－（７）養育・支援の継続性とアフターケアＡ⑲　Ａ－２－（７）－①　退所後、**子ども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）退所後、**子ども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。ｂ）退所後、**子ども**が安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。ｃ）退所後、**子ども**が安定した生活を送ることができるような取組はしていない。 |

評価の着眼点□**子ども**の退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、退所した**子ども**が安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。（２）趣旨・解説○**子ども**は、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることになります。○そのため、言葉では表現できない**子ども**の気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移る子どもにとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。（略）（３）評価の留意点○一人ひとりの**子ども**の状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。 |
| Ａ－２－（８）継続的な里親**等**支援の体制整備Ａ⑳　Ａ－２－（８）－①　継続的な里親**等**支援の体制を整備している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）継続的な里親**等**支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。ｂ）里親**等**支援の取組は行っているが、十分ではない。ｃ）里親**等**支援の取組は行っていない。 |

評価の着眼点□家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親**等**委託を推進している。□里親**等**委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。□里親**等**委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。□里親**等**委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所**・里親支援センター**等と丁寧な連携を行っている。（略）□相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親**等**の状況に応じた取組を行っている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、継続的な里親**等**支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。（２）趣旨・解説○乳児院は、里親**等**支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。○里親**等**支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、**施設に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）が配置されている場合は活用が重要です。なお、里親支援専門相談員は令和６年度以降、新規の配置はできないこととされています。**○自らの施設の措置児童の里親**等**委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親**等**のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備する**など、里親支援業務の担い手としても期待されています。**○里親支援専門相談員の業務内容には、**里親等委託の推進、里親等への支援、里親等を対象とした研修やトレーニング等の実施、里親等への委託後または委託解除後の児童の自立支援など**があげられます。○児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりを図ることが大切です。**○令和4年児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として新設されました。里親等委託にあたっては里親支援センターやフォスタリング機関と連携することも求められます。**（３）評価の留意点○施設が里親**等**委託・継続的な里親**等**支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。 | Ａ－２－（８）継続的な里親支援の体制整備Ａ⑳　Ａ－２－（８）－①　継続的な里親支援の体制を整備している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。ｂ）里親支援の取組は行っているが、十分ではない。ｃ）里親支援の取組は行っていない。 |

評価の着眼点□家庭的養護を推進し、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。□里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。□**里親支援専門相談員を配置するなど、**里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。□里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。（略）□相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取組を行っている。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的○本評価基準では、継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。（２）趣旨・解説○乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。○里親支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、**里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の活用が重要です。**○自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備する**こと等が求められます。**○里親支援専門相談員の業務内容には、**里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、マッチング、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談等**があげられます。○児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームづくりを図ることが大切です。**（新設）**（３）評価の留意点○施設が里親委託・継続的な里親支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。 |
| Ａ－２－（９）一時保護委託への対応Ａ㉑　Ａ－２－（９）－①　一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○「養育保障のための**こども**のアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（９）一時保護委託への対応Ａ㉑　Ａ－２－（９）－①　一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）○「養育保障のための**子ども**のアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ㉒　Ａ－２－（９）－②　緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。**こども**虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有する**こども**等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その**こども**に対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。○**こども**の生命を守るための緊急一時保護の場合、**こども**の情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ㉒　Ａ－２－（９）－②　緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。**子ども**虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有する**子ども**等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その**子ども**に対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。○**子ども**の生命を守るための緊急一時保護の場合、**子ども**の情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。（略）（３）評価の留意点（略） |